

## ご存知ですか？ 江東区の様々な取り組みを是非活用ください！

申し込みは3月末まで(区内金融機関は3月24日)

### >> 区民交通傷害保険

◆【概要】 自動車、オートバイ、自転車、バス、電車などによる交通事故にあった場合に入院や通院治療日数に応じて保険料が支払われます。自転車賠償プランは、**区民交通傷害保険の各コースに300円の保険料をプラスすることにより**、自転車または身体障がい者用車椅子の所有・使用・管理に起因して、他人の財物を壊したり、けがをさせてしまった場合が対象です。※自転車賠償責任プランのみの加入は出来ません。交通傷害保険と併せての加入となります。

◆【加入方法と申込み】について、保険料等の詳細は江東区 HP をご覧ください。

◆【申込期間】

平成28年2月1日(月)～3月24日(木) ※地域振興課窓口のみ3月31日(木)まで可。なお、**年度の途中での申込みはできません。**

◆【保険期間】 平成28年4月1日(金)午前0時～平成29年3月31日(金)午後12時までの1年間

◆【加入できる方】 保険責任開始時点(4月1日現在)で、区内に住所のある方

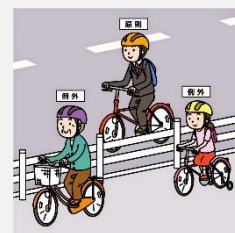
◆【加入方法】 個人加入

◆【申込窓口】

・地域振興課窓口(区役所4階26番)

・区内金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行、郵便局)窓口

※なお、出張所、図書館、文化センターは申込書の配布のみで受付は行っていません。



### 自動通話録音機の無償貸与

### >> 不審電話に注意！

◆【不審電話】 江東区の職員を騙った男から、区内高齢者のお宅に、「給付金の申請がされていません。お手続きはATMでも出来ます。」などと言って、口座番号を聞き出し、銀行の無人ATMでの操作を促す電話が入っていると情報が寄せられています。

- ・江東区や官公庁から、手数料の振り込みやATMの操作を依頼することは絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作しても、お金を受け取ることはできません。
- ・給付金の支給を口実とした**不審な電話は、すぐに110番を！**

◆【もし、**個人情報**を電話で聞かれたら】

- ・このような電話が掛ってきても、**答えない**ようにして下さい。
- ・不審に感じた場合は、**相手の係名と名前を確認し、一旦電話を切って**、区役所の代表電話に折り返し電話を掛け直して下さい。
- ・万が一被害にあった場合には、**直ちに最寄りの警察署に届け出**して下さい。

◆【「**自動通話録音機**」の無償貸与】について

江東区では、振り込め詐欺から高齢者を守るため、「自動通話録音機」を先着順に無償貸与しています。

この「自動通話録音機」は、電話の呼び出し音が鳴る前に、発信者(犯人)に対して警告メッセージを流すため、発信者(犯人)が通話を断念して、被害を未然に防ぐ効果が期待出来ます。

対象世帯は、原則、区内65歳以上の方が居住されている世帯です。

申込等については、江東区役所(危機管理課)、または、お近くの警察署にお問合せください。

